

## 検討事項について

### 検討事項について

#### (1) 学校における医療的ケアの実施体制の在り方について

##### 【現状】

教育委員会の総括的な管理体制の下に、各学校において学校長を中心に組織的な体制を整備すること。  
また、医師等、保護者等との連携協力の下に体制整備を図ること。（初等中等局長通知）

##### 【課題】

医療行為という専門的な事柄であるにもかかわらず、教育委員会や学校長の責任の下で行われていることが、こうした学校による慎重な対応の背景にあるのではないかとの指摘がある。

一方で、学校で行われる医療的ケアについて、教職員の服務監督をはじめ校務全体に責任を負う学校長ら教育側の関与なく、主治医等の医療側のみ判断で実施することもまた困難であり、医療と教育の関係について整理することが必要である。（永田町子ども未来会議 提言2017より抜粋）

##### 【検討内容】

- 教育委員会における検討体制の在り方
- 教育委員会、学校と主治医等の責任分担の在り方
- 医療機関・訪問看護事業者に委託する場合の責任や役割分担の在り方

### (2) 学校において人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為を実施する際の留意事項について

#### 【現状】

特定行為以外の医行為については、教育委員会の指導の下に、基本的に個々の学校において、個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を考慮しながら、対応可能性を検討すること。その際には主治医又は指導医、学校医や学校配置の看護師等を含む学校関係者において慎重に判断すること。

(初等中等局長通知)

#### 【課題】

人工呼吸器の管理など特定行為以外の医行為について、学校看護師が配置されているにもかかわらず、学校への受け入れに当たっては、医療的ケアの軽微を問わず、保護者の付添いを求めている事例が見られている。(永田町子ども未来会議 提言2017より抜粋)

#### 【検討内容】

- 人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為に関する標準的手順の整理
- 校内における支援体制整備（校長、教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校看護師等の役割分担）のポイント
- 学校外の関係機関との連携体制のポイント
- 緊急時の対応のポイント

-3-

### (3) 学校において実施できる医療的ケアの範囲の明確化について

学校において医療的ケアを実施するに当たり、看護師等、認定特定行為業務従事者となっている教員、それ以外の教員のそれぞれが実施することのできる範囲を整理

### (4) 校外学習・宿泊学習など学校施設以外の場での医療的ケアを実施する際の基本的考え方の整理について

### (5) 看護師が学校において医療的ケアに対応するための研修機会の充実について

看護師が学校で医療的ケアを実施する上で、必要な知識等を習得できるようにするための方策について検討

-4-